

美里町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した同条第5項に基づく随時監査を実施した結果を、同条第9項及び美里町監査基準第17条の規定により公表する。

令和7年5月23日

美里町監査委員 石澤光市

美里町監査委員 藤田洋一

1 監査の基準

本監査は美里町監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

随時監査（令和6年度会計）

3 監査の対象

令和6年度の工事請負費（100万円以上）

建設課、産業振興課、まちづくり推進課

4 監査の着眼点（評価項目）

- ① 経費の積算が適切に行われているか。
- ② 起工に当たり、決裁権者が適切に承認しているか。
- ③ 予定価格が漏えいしないための必要な措置がとられているか。
- ④ 工事が契約どおりに行われているか。

5 監査の実施内容

令和7年5月14日、現地査察を行った後、南郷庁舎201会議室及び本庁舎議員控室において関係書類の提出を求めた。

6 監査等の結果

1から5まで記載した事項のとおり監査した限りにおいて、次に記載する事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているものと認められる。

- ① 工事完成検査復命書について、旧様式を用いている事例が散見された。令和4年10月に様式が改正されているので、最新の様式を用いるよう求めた。
- ② 契約保証金が納付されているが、起工伺では契約保証金が免除と記載されている事例が見受けられた。契約内容に基づき、適正に記載するよう求めた。